



第8期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所

横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン
ホテル&タワーズ 日輪 (5階)

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件①
- 第2号議案 定款一部変更の件②
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件

フィード・ワン株式会社

証券コード：2060

●●● 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は今後も業界全体の持続的成長に貢献するリーディングカンパニーを目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

取締役社長 山内 孝史



経営理念

Mission

Feedをはじめの一歩として、畜・水産業界の持続的発展に貢献し、食の未来を創造します。

Vision

食の安心と感動を与え続ける企業を目指します。

Values

常に顧客・消費者の目線でニーズ・課題を捉え、問題解決に取り組みます。安心安全な食の提供に向けて、コンプライアンス経営を徹底します。高い専門性を持ち、時代の変化を捉えて常にチャレンジする人材を育成します。「思いやりを持つこと」「Fairであること」「謙虚であること」を常として、社会の信頼に真摯に応えます。

株 主 各 位

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2

フィード・ワン株式会社

取締役社長 山 内 孝 史

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

6ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
 2. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件① |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件② |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役報酬額改定の件 |

以 上

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクを着用するなど感染症予防策に充分ご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染症拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、株主様に対する検温の実施、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

【ご注意事項】

- ・当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇談会等の催し物も行っておりません。
- ・お飲み物のご提供等につきましては控えさせていただきます。
- ・今後の状況により会場の変更等の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上のウェブサイト（<https://www.feed-one.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・当日、当社役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款16条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト (<https://www.feed-one.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.feed-one.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）

※「株主総会招集ご通知」をご持参ください。

事前に議決権を行使していただく場合

▶ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取扱いいたします。
- 第3号議案及び第4号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時20分到着まで

▶ インターネット等による議決権行使



6ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時20分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件①

1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。 (新設) (新設)	(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。 <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (附則) <u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> <u>第13条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

第2号議案 定款一部変更の件②

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することが出来る旨を設けるものであります。

また、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。当社取締役会の迅速な意思決定ができる適正な規模の範囲で更に経営の健全性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。（※は新任候補者）

候補者番号	氏名						現在の当社における地位
1	やま	うち	たか	し			代表取締役社長
※2	しょう	じ	ひで	ひろ			常務執行役員 経営企画部長兼水産飼料部副管掌
3	はた	なか	なお	き			取締役専務執行役員 畜産事業本部長兼研究所管掌
4	あら	き	だ	ゆき			取締役常務執行役員 食品事業本部長
※5	うめ	むら	よし	まさ			常務執行役員 管理本部長兼水産飼料部管掌
6	いし	づか	あき	お	社外取締役	独立役員	社外取締役
7	く	ほ	た	き	社外取締役	独立役員	社外取締役
8	ご	とう	けい	ぞう	社外取締役	独立役員	社外取締役
9	わた	な		おさむ	社外取締役		社外取締役
※10	つじ		たか	お	社外取締役	独立役員	—

1

やまうち
山内たかし
孝史

(1955年7月20日生)



所有する当社の株式数

30,821株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 三井物産(株)入社
- 1998年 4月 同社食料本部飼料畜産部
飼料穀物グループ主席
- 2001年 10月 同社食料本部飼料畜産部
飼料穀物室長
- 2006年 4月 同社食料・リテール本部
飼料畜産部長
- 2006年 6月 日本配合飼料(株)取締役
- 2008年 3月 三井物産(株)食料・リテール本部
食料・リテール業務部長
- 2009年 4月 同社食料・リテール副本部長
- 2012年 4月 同社食品事業副本部長
- 2012年 6月 日本配合飼料(株)代表取締役社長
- 2014年 10月 当社代表取締役社長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

山内孝史氏は、三井物産(株)に入社後、主に食品・飼料穀物部門に携わった後、日本配合飼料(株)及び当社において代表取締役を務めており、飼料畜水産業界に精通していることから、当社グループ全体の経営をリードし、業務執行を推進するのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

※ **2** しょうじ ひでひろ
庄司 英洋 (1964年12月12日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井物産(株)入社
 2007年 8月 同社食料・リテール本部糖質醗酵部粗糖室長
 2013年 4月 同社食糧本部糖質醗酵部長
 2015年 6月 同社食糧本部穀物物流部長
 2017年 4月 同社食料本部食糧事業部長
 2018年 4月 同社食料・流通事業業務部長
 2020年 4月 当社上席執行役員経営企画部長
 2021年 4月 当社常務執行役員経営企画部長兼水産飼料部副管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

庄司英洋氏は、三井物産(株)に入社後、穀物・畜産物・砂糖などの取引・業務運営及び食料全体を俯瞰する業務部長に携わった経験から、飼料畜産・食料業界全般に関して知見を有しております。また、当社において経営企画部長として経営全般に関与しながら海外事業の展開、基幹システム導入プロジェクトなどにも携わっており、当社グループの経営をリードし業務執行を推進するのに適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。

3 はたなか なおき
畠中 直樹 (1958年5月13日生)



所有する当社の株式数

7,021株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本配合飼料(株)入社
 2004年 1月 同社関東支社営業部長
 2010年 4月 同社執行役員
 2012年 6月 同社取締役
 2013年 7月 同社常務取締役、飼料事業本部長
 2014年 10月 当社取締役
 2015年 10月 当社取締役常務執行役員
 2016年 4月 当社取締役専務執行役員
 2019年 4月 当社取締役専務執行役員畜産事業本部長兼研究所管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

畠中直樹氏は、主に営業部門に携わり、日本配合飼料(株)において飼料事業を統括してきた実績とこれまでの豊富な営業経験を踏まえ、当社飼料事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

4 あらきだ ゆきひろ 荒木田 幸浩 (1961年10月10日生)



所有する当社の株式数

2,572株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 協同飼料(株)入社
 2008年 4月 同社関西支店長
 2010年 4月 同社執行役員
 2014年 10月 当社執行役員
 2017年 4月 当社上席執行役員
 2018年 6月 当社取締役上席執行役員
 2019年 4月 当社取締役常務執行役員食品事業本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

荒木田幸浩氏は、主に営業部門に携わり、協同飼料(株)における飼料事業の営業統括及び当社経営企画部門の経験を踏まえた畜水産業界に関する幅広い知識を有しており、当社食品事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

※ 5 うめむら よしまさ 梅村 芳正 (1959年1月9日生)



所有する当社の株式数

9,239株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本配合飼料(株)入社
 2004年 6月 同社中部・西日本支社関西営業部長
 2011年 4月 同社執行役員
 2013年 6月 同社取締役、管理本部長兼財務経理部長
 2015年 10月 当社上席執行役員
 2018年 4月 当社常務執行役員
 2022年 4月 当社常務執行役員管理本部長兼水産飼料部部掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

梅村芳正氏は、日本配合飼料(株)にて飼料事業における営業部門長、関連会社の統括管理、取締役管理本部長を経験。また、当社において財務経理部長、管理本部長として、主に管理部門の業務に携わっており、当社管理部門の強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

6

いしづか
石塚あきお
章夫

(1943年10月30日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 12月 福岡高等裁判所部総括判事
 2004年 12月 新潟家庭裁判所所長
 2007年 4月 獨協大学法科大学院非常勤講師
 2007年 7月 埼玉弁護士会弁護士登録
 2008年 4月 獨協大学法科大学院客員教授
 2011年 6月 日本配合飼料(株)社外監査役
 2015年 4月 獨協大学法科大学院非常勤講師
 2015年 6月 当社社外取締役 現在に至る
 重要な兼職の状況 中浦和法律事務所代表弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石塚章夫氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし、当社経営に対し適切な助言・監督等を行っております。また、弁護士として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、法律の専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

7 くぼた 久保田 きくえ 紀久枝 (1948年3月6日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 6月 埼玉大学教育学部助手
 - 1982年 10月 お茶の水女子大学家政学部講師
 - 1999年 4月 同大学生活科学部教授
 - 2005年 4月 同大学理事・副学長
 - 2013年 4月 同大学名誉教授
東京農業大学総合研究所教授
神奈川工科大学客員教授
 - 2016年 4月 東京海洋大学監事（非常勤）
 - 2019年 6月 当社社外取締役
 - 2019年 7月 東京農業大学監事（非常勤） 現在に至る
- 重要な兼職の状況** お茶の水女子大学名誉教授
東京海洋大学監事（非常勤）
東京農業大学監事（非常勤）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

久保田紀久枝氏は、名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、国立大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、食品事業の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

8

ごとう
後藤けいぞう
敬三

(1950年7月14日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年 4月 大蔵省入省
- 1998年 7月 関東信越国税不服審判所長
- 1998年 8月 仙台国税局長
- 1999年 7月 名古屋国税局長
- 2000年 7月 大臣官房審議官
- 2001年 7月 国税不服審判所次長
- 2002年 7月 放送大学学園理事
- 2005年 6月 日本貨物鉄道(株)常勤監査役
- 2008年 7月 一般社団法人金融先物取引業協会専務理事
- 2014年 4月 立教大学大学院経済研究科・特別任用教員（特任教授）
- 2020年 6月 当社社外取締役 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

後藤敬三氏は、国税局における業務経験に加え、立教大学大学院経済研究科の特任教授を務められたことなどから金融・経済等に関する専門知識を有しております。また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、金融・経済等の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

9

わたなべ
渡部おさむ
修

(1971年11月6日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年 4月 三井物産(株)入社
 2006年 12月 MITSUI & CO. (Asia & Pacific) Pte Ltd Kuala Lumpur Branch, Produce & Provisions Division Deputy General Manager
 2012年 7月 三井物産(株)金属資源本部メタル事業部東陽光事業推進室長
 2014年 1月 同社食糧本部穀物事業第二部マルチグレン推進室長
 2017年 4月 かどや製油(株)海外営業部長
 2019年 7月 同社執行役員海外営業部長
 2020年 8月 MITSUI & CO. (Malaysia) Sdn Bhd General Manager, Food and Retail Business Division
 2021年 4月 三井物産(株)食料本部油脂・主食事業部長
 2021年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 重要な兼職の状況 三井物産(株)食料本部油脂・主食事業部長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

渡部修氏は、三井物産(株)において主に携わった穀物・油脂事業に対する知見に加え、食品関係の会社で執行役員海外営業部長を務めるなど、海外事業、食品事業における業務経験を有しており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化につながる判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、海外事業、食品事業の業務経験者としての経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化につながる役割を期待しております。

※ **10** つじ たかお
辻 孝夫 (1949年9月28日生)



所有する当社の株式数

3,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月 日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社
1999年 6月 日商エレクトロニクス(株)取締役
2001年 3月 同社常務取締役
2002年 6月 同社代表取締役社長
2009年 6月 同社取締役会長
2013年 6月 (株)JVCケンウッド社外取締役
2014年 5月 同社代表取締役社長COO、CIO、CRO
2016年 4月 同社代表取締役社長CEO
2018年 4月 同社代表取締役会長CEO
2019年 4月 同社代表取締役会長
2019年 6月 デクセリアルズ(株)社外取締役
2021年 7月 (株)JVCケンウッド特別顧問 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

辻孝夫氏は、商社における業務経験に加え、2社の東証一部上場企業の経営を通じて得た豊富な経験と幅広い知見を有しており、企業経営者としての目線かつ、客観的な視点により独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、企業経営の経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化に繋がる役割を期待しております。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 石塚章夫、久保田紀久枝、後藤敬三、渡部修及び辻孝夫の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 石塚章夫、久保田紀久枝及び後藤敬三の各氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、辻孝夫氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。なお、当社と各氏の間には顧問契約等の取引関係はありません。
5. 渡部修氏は特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であり、当社と同社との間には原料等の取引があります。
6. 当社と石塚章夫、久保田紀久枝、後藤敬三及び渡部修の各氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。
各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、辻孝夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 石塚章夫氏は2015年6月26日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。久保田紀久枝氏は2019年6月21日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。後藤敬三氏は2020年6月23日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。渡部修氏は2021年6月25日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

<ご参考>

取締役候補者が持つ知見・経験に基づき特に期待する分野は、以下のとおりです。

	氏名	資質一覧					
		経営経験	業界知識 (畜産・原料等)	営業販売	財務・会計 経済・金融	法務	国際ビジネス
取締役	山内 孝史	●	●	●			●
	庄司 英洋		●	●			●
	畠中 直樹		●	●			
	荒木田 幸浩		●	●			
	梅村 芳正		●	●	●		
社外取締役	石塚 章夫					●	●
	久保田 紀久枝						●
	後藤 敬三				●		●
	渡部 修						●
	辻 孝夫	●					●

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役齋藤俊史及び椿 勲の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。(※は新任候補者)

※ 1 あお やま とおる 青山 徹 (1961年9月16日生)



所有する当社の株式数

5,024株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 協同飼料(株)入社
2007年 5月 同社石巻工場長
2012年 4月 同社執行役員
2015年 10月 当社執行役員
2017年 4月 当社上席執行役員
2018年 9月 当社上席執行役員人事部長 現在に至る

■ 監査役候補者とした理由

青山徹氏は、協同飼料(株)においてシステム、原料購買の業務に携わった後、工場長を務め、当社では財務経理部長、人事部長等を担ったことから管理部門をはじめ幅広い経験と見識を有しております。

今後は、これまでの経験と見識を有効に活かすことが期待できることから、監査役候補者となりました。

※ **2** ちか だ なお ひろ
近田 直裕 (1969年12月19日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年 4月 中央新光監査法人入所
1995年 4月 公認会計士登録
2004年 7月 中央青山監査法人社員
2006年 8月 近田公認会計士事務所開業 代表
2006年 9月 税理士登録
2009年 6月 興亜監査法人代表社員
2011年 6月 健康コーポレーション(株) (現 RIZAPグループ(株)) 監査役
2016年 6月 RIZAPグループ(株)社外取締役 (監査等委員)
2018年 4月 (株)SKIYAKI社外取締役 (監査等委員) 現在に至る
重要な兼職の状況 近田公認会計士事務所代表
興亜監査法人代表社員
(株)SKIYAKI社外取締役 (監査等委員)

■ 社外監査役候補者とした理由

近田直裕氏は公認会計士、税理士として培われた専門的な知識に加え、他の上場企業における監査等委員を務めており、豊富な企業監査経験を活かしていただくため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 青山徹及び近田直裕の両氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 近田直裕氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 近田直裕氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。なお、当社と同氏の間には顧問契約等の取引関係はありません。
 5. 当社は青山徹及び近田直裕の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の監査役は社外監査役を含め3名でありますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における補欠監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いし く ぼ よし ゆ き
石久保 善之 (1957年1月17日生)

所有する当社の株式数

－株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1984年 10月 監査法人中央会計事務所入所
- 1988年 10月 公認会計士登録
- 2001年 7月 中央青山監査法人社員
- 2005年 10月 石久保公認会計士事務所開業 代表
- 2010年 6月 京都市もの友禅(株)社外取締役
アールビバン(株)社外取締役
- 2014年 10月 (株)シーアールイー社外取締役
- 2015年 10月 (株)シーアールイー社外取締役 (監査等委員)
- 2015年 12月 (株)インタースペース社外監査役 現在に至る
- 重要な兼職の状況 石久保公認会計士事務所代表
(株)シーアールイー社外取締役 (監査等委員)
(株)インタースペース社外監査役

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

石久保善之氏は、公認会計士として培われた専門的な知識に加え、他の上場企業における社外取締役や監査等委員を務めており、豊富な企業監督・監査経験を活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 石久保善之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 石久保善之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 石久保善之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。
5. 石久保善之氏が社外監査役に就任した場合、当社と同氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）としてご承認をいただいておりますが、コーポレートガバナンス体制の強化を目的とした社外取締役の増員等による取締役の構成の見直しや、社外取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮し、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の経営体制、取締役の員数及び今後の経済情勢や経営環境の変化等を総合的に勘案しており、事業報告に記載しております取締役の報酬の決定方針に沿うものであるとの指名・報酬委員会からの答申に基づき取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。

なお、個別の報酬額の決定については、独立社外取締役を主構成員とする指名・報酬委員会に委任することとしており客観性・透明性のある手続を経るようしております。

取締役の員数は第3号議案が承認されましたら10名（うち社外取締役5名）であります。

以 上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のわが国経済は、前連結会計年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業・個人の活動が制限され、国内の経済は厳しい環境で推移しました。3月21日には全国でまん延防止等重点措置が解除され、今後の経済活動の活発化が期待されますが、依然として国内における新規感染者数や海外の変異株の動向等不透明な状況が続いております。

飼料業界におきましては、主原料であるとうもろこしは原油価格の上昇に伴うエタノール需要の増加等による旺盛な需要の影響を受け価格が上昇し、その後も穀物輸出国であるウクライナ情勢の緊迫化の影響もあり穀物価格が更なる上昇傾向となったことから前年同期を大幅に上回っております。

畜産物につきましては、豚肉相場は出荷頭数不足と底堅い内食需要により堅調な推移が続いたものの、期の後半にかけやや軟調となりましたが、前年同期を上回っております。鶏卵相場は全国各地で発生した鳥インフルエンザにより供給量が落ち込んだことにより期の前半は高値基調となり前年同期を大幅に上回りましたが、1月以降供給が安定したため値を下げており、前年同期を下回っております。牛肉相場は消費の落ち込みを受け大幅に値を下げた後、徐々に値が上がり前年同期を上回っております。

こうした環境にあって当社グループは、2021年度を初年度とする3ヶ年の第3次中期経営計画の達成に向けて、引き続き原料調達・生産体制の合理化、畜産・水産生産者へ供給する製品の品質・サービスの向上、コスト低減などの取り組みを進めております。

当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は2,432億2百万円（前年同期比13.6%増）、営業利益は42億9千3百万円（前年同期比24.3%減）、経常利益は50億6千7百万円（前年同期比16.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は36億5千9百万円（前年同期比17.6%減）となりました。

事業部門別の業績の状況は次のとおりであります。

飼料事業

飼料事業では、畜産飼料の平均販売価格が前年同期を大幅に上回ったこと等から、売上高は2,033億9千8百万円（前年同期比25.4%増）となりました。営業利益は、とうもろこし等の原材料価格の上昇に加え、飼料価格安定基金負担金等の販売費及び一般管理費が増加したこと等から、65億3千1百万円（前年同期比13.6%減）となりました。

食品事業

食品事業では、「収益認識に関する会計基準」等の適用に伴い、代理人として行われる取引について売上高を純額とした影響等から、売上高は373億6千6百万円（前年同期比24.1%減）となりました。また、農林水産省が公募した「令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（うち創意工夫による多様な販路の確立）」等に参画し、新型コロナウイルス感染症の影響で販路を失った水産物の販売活動の多様化のための補助対象経費を計上したこと等により、5千2百万円の営業損失（前年同期は1億5千万円の営業利益）となりました。なお、本事業等の補助金収入については、営業外収益に3億2千6百万円計上しております。

その他事業

特約店、畜産・水産生産者への畜水産機材等の販売の結果、売上高は24億3千7百万円（前年同期比9.1%減）となり、営業利益は2億8千6百万円（前年同期比17.3%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、主に飼料事業部門における製造設備の合理化工事を行ったこと等により設備投資等の総額は26億5千9百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件と窓口を一本化し、資金調達の機動性及び安定性を確保することを目的として取引金融機関9行と総額65億円のシンジケートローン契約を締結しております。

なお、当期末において当該契約に基づく実行残高は56億6千8百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、ロシア・ウクライナ情勢による穀物等の供給不安と急激な円安進行から多くの原料の価格が今年に入り歴史的な高騰を続けていることに加え、この影響で飼料価格安定基金負担金の大幅な増加が懸念されるなど情勢変化が大きく、極めて厳しい1年になると考えております。また、CSF（豚熱）や鳥インフルエンザ等の疾病の発生、為替相場、燃料の高騰、物流業界の人手不足など、先行きの不透明感が非常に強い状況が続くことが想定されます。

このような環境の下、当社グループとしては畜産・水産生産者の皆様への製品の安定供給、消費者の皆様への安心安全な食品の提供が絶対的な使命であると考え、その実践に努めてまいりました。2022年度は第3次中期経営計画の2年目であり、引き続き「経営統合の総仕上げ」を基本方針とし、第2次中期経営計画にて強化した事業基盤をフル活用した収益拡大の実現と、持続的な成長を可能にするための更なる基盤構築を実現し、企業価値の向上を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)	第8期 (2021年度)
売上高 (百万円)	212,886	215,050	214,120	243,202
経常利益 (百万円)	4,466	5,737	6,081	5,067
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,657	3,842	4,438	3,659
1株当たり当期純利益 (円)	23.66	97.64	112.78	94.65
総資産 (百万円)	88,934	90,880	99,251	108,504
純資産 (百万円)	36,413	38,906	42,794	44,840

- (注) 1. 第8期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第6期連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	主な事業内容
フィード・ワンフーズ株式会社	食肉の加工販売
ゴールドエッグ株式会社	鶏卵の加工販売
北九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
鹿島フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
南九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
北海道フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
八戸フィードワン販売株式会社	飼料、畜産物等の仕入販売

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
飼料事業	飼料の製造、加工並びに販売
食品事業	畜水産物の仕入、生産、加工並びに販売
その他事業	畜水産機材等の販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県横浜市神奈川区	北九州支店	福岡県福岡市博多区
研究所	福島県田村郡小野町	南九州支店	宮崎県都城市
道東支店	北海道釧路市	石巻工場	宮城県石巻市
道央支店	北海道札幌市中央区	鹿島工場	茨城県神栖市
東北支店	宮城県仙台市宮城野区	名古屋工場	愛知県名古屋市港区
関東支店	茨城県神栖市	知多工場	愛知県知多市
中部支店	愛知県名古屋市港区	北九州水産工場	福岡県北九州市若松区
関西支店	岡山県倉敷市	北九州畜産工場	福岡県北九州市若松区
四国支店	愛媛県宇和島市		

② 重要な子会社の所在地

会社名	所在地
フィード・ワンフーズ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
ゴールドエッグ株式会社	大阪府八尾市
北九州フィードワン販売株式会社	熊本県熊本市北区
鹿島フィードワン販売株式会社	茨城県石岡市
南九州フィードワン販売株式会社	宮崎県都城市
北海道フィードワン販売株式会社	北海道岩見沢市
八戸フィードワン販売株式会社	青森県八戸市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団 (連結)

従業員数	前連結会計年度末比
932名 (384名)	△1名 (△29名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社 (単体)

従業員数	前事業年度末比
525名 (55名)	△4名 (1名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	4,107百万円
農林中央金庫	3,143百万円
株式会社三井住友銀行	2,073百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,459百万円
株式会社みずほ銀行	1,024百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	100,000,000株
② 発行済株式の総数	38,477,128株
③ 株 主 数	17,750名 (前期末比 899名増)
④ 大 株 主	

株 主 名	所有株式数	持株比率
三 井 物 産 株 式 会 社	9,838千株	25.60%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,506千株	9.12%
有 限 会 社 大 和 興 業	1,207千株	3.14%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,153千株	3.00%
ケ イ ヒ ン 株 式 会 社	1,047千株	2.72%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	857千株	2.23%
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	803千株	2.09%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	781千株	2.03%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	634千株	1.65%
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	600千株	1.56%

- (注) 1. 大株主は2022年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は自己株式 (40,990株) を控除して計算しております。
 3. 「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口) が保有する当社株式 287,160株は自己株式に含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
山内孝史	代表取締役社長
野口隆	代表取締役（副社長執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌）
畠中直樹	取締役（専務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌）
鈴木庸夫	取締役（専務執行役員 社長室長 兼 経営企画部・品質保証部管掌）
荒木田幸浩	取締役（常務執行役員 食品事業本部長）
石塚章夫	取締役（中浦和法律事務所代表弁護士）
久保田紀久枝	取締役（お茶の水女子大学名誉教授） （東京海洋大学監事（非常勤）） （東京農業大学監事（非常勤））
後藤敬三	取締役
渡部修	取締役（三井物産㈱食料本部油脂・主食事業部長）
矢野栄一	常勤監査役
齋藤俊史	常勤監査役
椿勲	監査役（㈱椿総合経営研究所代表取締役）

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第7期定時株主総会において渡部修氏が新たに取締役に選任され就任しております。
2. 取締役石塚章夫、久保田紀久枝、後藤敬三及び渡部修の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役矢野栄一及び椿勲の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役石塚章夫、久保田紀久枝及び後藤敬三並びに監査役椿勲の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 監査役椿勲氏は、公認会計士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社は報酬の決定方針については、取締役会で決定することとしており、次の基本方針を定めております。

(基本方針)

- ・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会への取締役の個別報酬等に関する諮問を原則とし、役員報酬決定手続きにかかる透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・中期経営計画に基づく短期的な業績連動及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準としつつ、役位別の報酬額が同業他社及び同規模の企業と乖離しないこと。

2) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は金銭報酬（固定報酬、業績連動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成されており（社外取締役の報酬は固定報酬のみ）、上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

業績連動報酬にかかる指標は、事業環境要因の変動や持分法適用関連会社の運営にかかるリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、当社の中期経営計画の経常利益としており、金銭報酬及び非金銭報酬の額に対して、業績連動報酬は役位別に中期経営計画の達成状況に連動して0%から25%の範囲で構成され、非金銭報酬は役位別に9%から15%の範囲で構成されております。

なお、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は経常利益54億円であり、実績は50億円でありました。

3) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会（指名・報酬委員会）が判断した理由

指名・報酬委員会にて役位別の報酬額を同業他社及び同規模の企業の報酬と比較検討を行い判断しております。

〈参考〉当社の取締役の個別報酬額の算定式と構成比率

1. 固定金銭報酬及び非金銭報酬

外部調査機関の役員報酬調査データを基に、上場・非上場企業における規模（売上、従業員数、時価総額等）の水準を勘案した中央値を基準とし、役位別に設定しております。

2. 業績連動金銭報酬

当社の中期経営計画の経常利益を指標として次の算定式によって計算しております。

（算定式）

$$\text{業績連動金銭報酬}^{*1} = \text{基準金額} + \text{配賦額} : (\text{実績経常利益} - (\text{中期経営計画の経常利益} + 1 \text{ 億円}))^{*2*3} \\ \times \text{役位別配賦率} \times \text{評価係数}$$

※1 業績連動金銭報酬は基準金額の150%を上限としております。

※2 実績経常利益と中計経常利益 + 1 億円の差額の3.5%を取締役及び執行役員の合計配賦額としております。なお、2021年3月期にかかる取締役の配賦額は同1.7%であります。

※3 実績経常利益が中計経常利益 + 1 億円の80%未満の場合業績連動金銭報酬は支給いたしません。

3. 報酬の構成比

役位別の個別報酬の構成比は次の表のとおりとなります。（小数点以下切り捨て）

役位	実績経常利益 < (中計経常利益 + 1 億) × 80%			実績経常利益 = 中計経常利益 + 1 億			配賦額 ≤ 基準額 × 150%		
	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
代表取締役社長	84%	0%	15%	69%	18%	12%	63%	25%	11%
代表取締役副社長執行役員	86%	0%	13%	71%	16%	11%	66%	23%	10%
取締役専務執行役員	87%	0%	12%	73%	15%	10%	68%	21%	9%
取締役常務執行役員	87%	0%	12%	73%	15%	10%	68%	21%	10%

② 会社役員の報酬等に関する定款の定め又は株主総会の決議に関する事項

1) 株主総会の決議の日並びに当該決議に係る会社役員の数

金銭報酬：2015年6月26日株主総会決議、取締役10名（うち社外取締役3名）、監査役4名

非金銭報酬：2018年6月28日株主総会決議、取締役5名（社外取締役は除く）

2) 定めの内容の概要

取締役報酬総額は300百万円以内（社外取締役は30百万円以内）、監査役は90百万円以内

なお、非金銭報酬は上記とは別枠で3年で90百万円以内

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

1) 当該決定した旨

指名・報酬委員会の諮問を経て、当社取締役会で代表取締役に一任することを決定しております。

2) 委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における地位及び担当

委任を受けた者：代表取締役社長 山内孝史

3) 委任された権限の内容

取締役の個別報酬の額の決定。

4) 権限を委任した理由

指名・報酬委員会での諮問及び指名・報酬委員会委員長から取締役会に対し、個別の報酬額は当社方針に照らし妥当性があることの意見が述べられたため、指名・報酬委員会の諮問及び意見の範囲で決定を委任することは代表取締役の権限として合理的な範囲にあると判断しております。

5) 権限が適切に行使されるようにするための措置

個別の取締役への報酬額を通知するとともに、指名・報酬委員会へ報告を実施しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	226百万円 (22百万円)	162百万円 (22百万円)	41百万円 —	22百万円 —
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	43百万円 (24百万円)	43百万円 (24百万円)	— —	— —

(注) 1. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。

2. 取締役の報酬等の総額には当事業年度に計上した役員向け株式交付信託にかかる役員株式給付引当金22百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等を兼任している場合の当社と当該他の法人等との関係

・取締役渡部修氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であります。

三井物産(株)は当社の主要株主であり、当社と同社の間には原料等の取引関係があります。

・監査役椿 勲氏は、(株)椿総合経営研究所の代表取締役であります。

なお、当社と当社との間に取引等特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
石塚章夫	社外取締役	17回の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員長を務めております。
久保田紀久枝	社外取締役	17回の取締役会のすべてに出席し、食品事業に関する専門的な知見から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
後藤敬三	社外取締役	17回の取締役会のすべてに出席し、金融・経済等に関する専門知識及び日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
渡部修	社外取締役	就任後開催された13回の取締役会のすべてに出席し、主に穀物・食料事業に携わった業務経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
矢野栄一	社外監査役	17回の取締役会及び29回の監査役会のすべてに出席し、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
椿勲	社外監査役	17回の取締役会及び29回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士として培った専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
石 塚 章 夫	社 外 取 締 役	石塚章夫氏には、法律の専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただくことを期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、法的な観点から意見を述べております。
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	久保田紀久枝氏には、食品分野における専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
後 藤 敬 三	社 外 取 締 役	後藤敬三氏には、金融・経済等における専門家として、また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
渡 部 修	社 外 取 締 役	渡部修氏には、穀物・油脂事業に対する知見に加え、食品関係の会社で執行役員海外営業部長を務めるなどの経験を活かし、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化につながる役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の合計額	56百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、会計監査人の職務執行状況、監査報酬の見積りの算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 内部通報制度規程を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。
- ⑤ 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。
- ⑥ コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。

- ⑦ 当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
- ② 当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
- ③ 当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- ② 当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
- ② 意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
- ③ 当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
- ② 業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役会の事務局を総務部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査役職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役からの求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役職務の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

・業務の適正確保全般

当社は、「グループ戦略会議」を原則として月1回以上開催し、当社グループの業務の執行状況を確認しております。また、重要な案件については、原則として月1回以上開催される「経営会議」にて審議し、取締役会において意思決定がなされております。なお、当事業年度においてグループ戦略会議は10回、経営会議は20回、取締役会は17回開催されました。

グループ会社の業務執行については、「関係会社管理規程」を制定・運用し、管理しております。その他、内部監査部がグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会に定期的に報告するとともに、監査

役、会計監査人及び社外取締役と連携し、意見交換を行っております。

・コンプライアンス

当社は、代表取締役社長が設置する「コンプライアンス委員会」を当事業年度においては4回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題について調査・審議を行いました。また、取締役、執行役員、使用人等に対してコンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上を図っているほか、社外弁護士、社外監査役及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を当社グループに対して周知徹底しております。

・リスク管理体制

当社は、「全社的リスクマネジメント規程」に基づく、全社的なリスクマネジメントの仕組みを設けております。また、当社事業が発生する個別のリスクについては、社内諸規程及び「コンプライアンス委員会」、「与信委員会」等の各部門が開催する委員会により管理しております。

・監査役の監査の実効性確保

当社の監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において監査役会は29回開催され、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けたほか、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席しております。また、会計監査人のほか代表取締役、社外取締役及び内部監査部門と意見交換をし、取締役、執行役員、使用人から重要な報告を求めるとともに、協議、決定をしております。

また、社内監査役及び社外監査役はその役割に応じ「経営会議」、「グループ戦略会議」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席しております。

監査役と代表取締役は監査役（会）への報告体制等の整備について、監査役の重要な会議等への出席及び重要な書類等の閲覧並びに監査役への定期的報告事項及び臨時的報告事項等を申し合わせしており、監査役の監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は資本政策の機動性を確保するため、定款に、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会決議により行うことができる旨を規定しております。

当社は、長期的発展の礎となる財務体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、連結配当性向25%以上を目標といたします。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持・成長させるための投資資金として有効に活用する方針です。

当社は、配当は原則として、中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。当事業年度につきましては、中間配当1株当たり12.5円を実施しており、上記方針のもと、当期の業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、期末の普通配当は1株当たり12.5円といたします。

以 上

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	65,303	流 動 負 債	50,022
現金及び預金	3,500	支払手形及び買掛金	30,903
受取手形及び売掛金	40,359	短期借入金	11,350
電子記録債権	2,427	リース債務	128
商品及び製品	2,345	未払法人税等	441
原材料及び貯蔵品	13,269	賞与引当金	685
動 物	335	そ の 他	6,513
そ の 他	3,100	固 定 負 債	13,641
貸倒引当金	△34	長期借入金	10,478
固 定 資 産	43,200	リース債務	759
有 形 固 定 資 産	33,513	繰延税金負債	10
建物及び構築物	13,438	役員株式給付引当金	156
機械装置及び運搬具	12,271	退職給付に係る負債	2,194
土地	6,355	資産除去債務	3
リース資産	818	そ の 他	38
建設仮勘定	45	負 債 合 計	63,663
そ の 他	583	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	530	株 主 資 本	43,348
そ の 他	530	資 本 金	10,000
投 資 其 他 の 資 産	9,157	資 本 剰 余 金	9,737
投資有価証券	8,215	利 益 剰 余 金	23,882
長期貸付金	16	自 己 株 式	△271
破産更生債権等	239	その他の包括利益累計額	957
繰延税金資産	315	その他有価証券評価差額金	948
そ の 他	630	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	72
貸倒引当金	△259	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1
資 産 合 計	108,504	退職給付に係る調整累計額	△61
		非 支 配 株 主 持 分	534
		純 資 産 合 計	44,840
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	108,504

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	243,202
売 上 原 価	220,490	
売 上 総 利 益	22,712	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,418	
営 業 利 益	4,293	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	153	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	109	
備 蓄 保 管 収 入	138	
補 助 金 収 入	379	
そ の 他 収 入	188	969
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	94	
売 上 割 引	35	
開 閉 業 費 用	38	
そ の 他 費 用	28	195
経 常 利 益	5,067	
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45	
補 助 金 収 入	196	
受 取 保 険 金	18	266
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	25	
固 定 資 産 除 却 損	59	
固 定 資 産 圧 縮 損	12	
減 損	143	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2	243
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,090	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,317	
法 人 税 等 調 整 額	83	1,401
当 期 純 利 益	3,689	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	29	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,659	

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,669	流動負債	43,238
現金及び預金	1,252	買掛金	28,856
受取手形	7,152	短期借入金	7,725
商品及び製品	32,355	リース債務	110
原材料及び貯蔵品	1,851	未払金	1,756
前払費用	13,064	未払費用	2,579
前払費用	276	未払法人税等	361
短期貸付	1,173	預り金	1,313
貸倒引当金	445	賞与引当金	534
その他金	1,393	固定負債	7,654
	544	長期借入金	5,062
	△839	リース債務	634
固定資産	32,405	退職給付引当金	1,797
有形固定資産	22,771	役員株式給付引当金	156
建物	7,703	資産除去債務	3
構築物	1,284	負債合計	50,892
機械及び装置	8,173		
車両及び運搬具	58	(純資産の部)	
器具及び備品	279	株主資本	39,228
土地	4,570	資本金	10,000
リース資産	677	資本剰余金	11,931
建設仮勘定	22	資本準備金	2,500
その他	1	その他資本剰余金	9,431
無形固定資産	388	利益剰余金	17,570
借地権	1	その他利益剰余金	17,570
ソフトウェア	127	繰越利益剰余金	17,570
ソフトウェア仮勘定	257	自己株式	△273
その他	2	評価・換算差額等	953
投資その他の資産	9,244	その他有価証券評価差額金	881
投資有価証券	4,275	繰延ヘッジ損益	72
関係会社株	4,146	純資産合計	40,182
出資	34		
長期貸付	4		
関係会社長期貸付	176		
破産更生債権等	431		
長期前払費用	9		
繰延税金資産	28		
その他	456		
貸倒引当金	△317		
資産合計	91,075	負債及び純資産合計	91,075

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		205,827
売 上 原 価	価 値		188,276
売 上 総 利 益	益		17,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		13,801
営 業 利 益	益		3,749
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	金	168	
備 蓄 保 管 収 入	入	138	
補 助 金 収 入	入	354	
そ の 他	他	108	769
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	54	
売 上 割 引	引	35	
開 閉 業 費 用	用	38	
そ の 他	他	21	149
経 常 利 益	益		4,369
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	45	
子 会 社 清 算 益	益	23	
補 助 金 収 入	入	196	266
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 売 却 損	損	0	
固 定 資 産 除 却 損	損	25	
減 損	損	2	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	損	2	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	額	194	225
税 引 前 当 期 純 利 益	益		4,410
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	1,135	
法 人 税 等 調 整 額	額	59	1,194
当 期 純 利 益	益		3,215

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西川 福之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	歌 健至

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西川 福之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	歌 健至

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

フィード・ワン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 矢野 栄一 ㊞

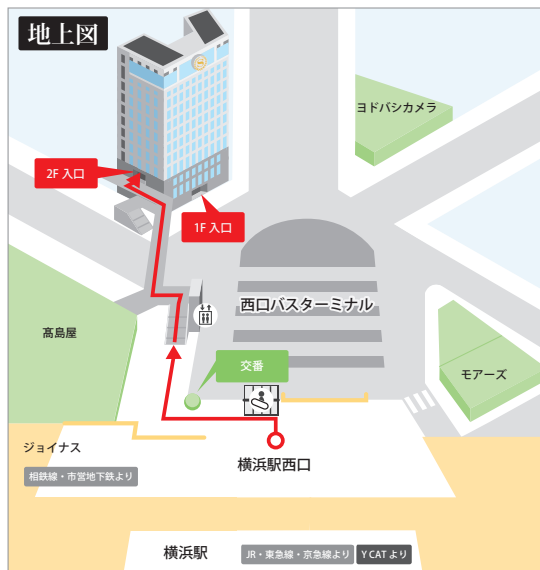
常勤監査役 齋藤 俊史 ㊞

社外監査役 椿 勲 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

■会 場 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）



■交通機関 JR・私鉄・地下鉄「横浜駅」西口より徒歩約5分

※株主総会ご出席の株主様へのおみやげのご用意はございません。
予めご了承くださいませようお願い申し上げます。